

「ご利用明細発行に関する特約」変更点(下線部が変更点)

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">ご利用明細発行に関する特約</p> <p>第1条(本 特約 の適用範囲およびその効力) 1. 本特約は、三菱UFJ-VISA 会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める本人会員のうち、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)が別に定めるカードの貸与を受けた者(以下「対象本人会員」といいます。)に対して適用されるものとします。この場合において、当行が別に定めるカードは、当行ウェブサイトに掲出する方法により公表します。</p> <p style="text-align: center;">中省略 改定箇所のみ抜粋</p> <p>第5条(発行手数料の免除) 第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当行は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。 <u>(1)クレジットカードご利用明細に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとなるご利用代金が含まれる場合</u> <u>(2)クレジットカードご利用明細に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合</u> <u>(3)クレジットカードご利用明細に、キャッシングサービスによるご利用代金が含まれる場合</u> <u>(4)前各号のほか、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合</u></p>	<p style="text-align: center;">ご利用明細発行に関する特約</p> <p>第1条(本 特約 の適用範囲およびその効力) 1. 本特約は、三菱UFJ-VISA 会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定める本人会員のうち、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)が別に定めるカードの貸与を受けた者(以下「対象本人会員」といいます。)に対して適用されるものとします。この場合において、当行が別に定めるカードは、当行ウェブサイトに掲出する方法により公表します。</p> <p style="text-align: center;">中省略 改定箇所のみ抜粋</p> <p>第5条(発行手数料の免除) 第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当行は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。 <u>(1)クレジットカードご利用明細に、キャッシングサービスによるご利用代金が含まれる場合</u> <u>(2)前号のほか、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合</u></p>